

熊本県（芦北地域）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）  
令和5年（2023年）9月1日～令和6年（2024年）3月31日まで

1 背景及び目的

本県ではニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大により農林産物被害は、依然として高い水準で推移している。また、令和元年度に実施した生息調査の結果、8.9万頭と平成26年度の調査から約3万頭増加していることが判明した。そのため、生息頭数の減少に向けた対策を強化する必要がある。そこで、目標達成に向け、市町村が行う有害鳥獣捕獲に関する追込み効果や、これまで捕獲が困難であった奥山や標高の高い地域等において集中的捕獲を行うため、県が主体となり指定管理鳥獣捕獲等事業によりニホンジカの捕獲を推進する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
芦北地域	令和5年（2023年）9月1日～令和6年（2024年）3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和5年（2023年）10月～令和6年（2024年）2月 (うち、90日間程度)

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
芦北地域	水俣市地内 国有林 湯出矢筈岳団地、村東団地 (国有林 1419, 1410, 1411 林班)  県有林正千山団地	芦北地域は、ニホンジカによる剥皮等森林被害が大きく、さらに生息域が従来の生息域から下流域まで拡大し、その被害は、農業被害や交通障害にまで至るなど、多方面に影響している。そこで実施区域の選定にあたっては、一般狩猟・有害駆除と重複しない国有林・県有林をフィールドとして実施する。	—

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
芦北地域	捕獲数 90 頭

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

### (1) 捕獲等の方法

#### ① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
芦北地域	・わな猟（くくりわな）	・くくりわな 45 個

#### ②作業手順

指定管理鳥獣捕獲等の実施にあたっては、以下のア～キの手順で作業を進める。

##### ア 事前調査の実施

実施地区選定に当たって現地関係者から意見等聞き取り調査をし候補地の現地調査を行う。

##### イ 事業実施計画書の作成

アの事前調査を基に事業実施計画書を作成する。

##### ウ 捕獲等の実施

認定鳥獣捕獲等事業者等に委託し捕獲等を実施する。

##### エ 関係者との調整

捕獲事業の受託者は、地域住民、関係行政機関、農林業団体、猟友会、その他関係団体等との連携を密にし事業を実施する。

##### オ 安全管理

捕獲事業の受託者は、捕獲作業における指揮命令系統図、緊急連絡網及び安全管理規定等を整備する。捕獲従事者は猟野において目立つ色のベスト及び帽子等を着用する。

##### カ 捕獲等をした個体の回収・処分方法及び捕獲情報の記録

捕獲個体については、事業受託者は安全に留意し止め刺しを行う（銃器等の方法で実施）。

また、捕獲年月日、捕獲場所、捕獲方法（わな等の種類）、止め刺し方法、性別、年齢（幼獣 or 成獣）、体長、体重等の記録、写真撮影を行い、情報を記録する。

個体の処理については、埋設処理とする。

##### キ 捕獲情報の収集、評価等

受託者から捕獲に係る労力数、日数、時間、捕獲位置等の情報と捕獲目標、実績数をもとに、専門家等の意見も踏まえ、事業を評価する。

### (2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項（実施する場合に限る。）

#### ① 放置する必要性

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

(3) 夜間銃猟に関する事項（実施する場合に限る。）

① 夜間銃猟をする必要性

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【事業の実施主体】

熊本県

【事業の実施形態】

委託

【委託の範囲】

実施計画図の作成、現地調査、事業評価に係る調査、調書の作成

指定管理鳥獣（ニホンジカ）の捕獲

【想定される委託先】

調査業務については、環境関係コンサルタント

捕獲業務については、認定鳥獣捕獲等事業者

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・県および事業受託者は事前に、指定区域（以下「事業実施区域」という。）周辺の住民や地区関係者に対して事業内容について十分な周知を図る。
- ・事業受託者は、事業実施区域までの車道からの入り口や登山等の入林口の目立つ

ところに捕獲業務の捕獲を行う区域、期間、事業主体等記載した注意喚起等の看板等を設置する。

- ・その他、必要に応じ事業実施区域内や周辺の地権者、地元住民等と調整を行い、事故が起きないよう安全対策に万全を期する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

- ・事業実施区域に車両で乗り入れる際は森林管理署の車両を優先する。また、駐停車の際は、車両の通行に支障が無い場所を選んでアイドリング状態で駐停車しない。

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に加え、管理業務の遂行にあたって関連する自然公園法、自然環境保全法、森林法及び電波法等の法令を遵守する。
- ・連絡用無線機、狩猟用発信器を使用する場合は、電波法令を遵守し、適切に使用する。
- ・交通の妨害、環境の悪化等公衆に迷惑を及ぼす行為がないように、十分に注意を払う。

(2) 事業において配慮すべき事項

- ・埋設処分等を行う場合には、水源等への影響を配慮する。
- ・くくりわな設置の際には、わな本体及びわな周辺部の見やすい場所に標識を設置する。
- ・捕獲個体については、個体全部に捕獲事業体名、捕獲者名、捕獲日時、捕獲場所、事業名を明記した黒板等とともに捕獲個体全体(捕獲個体の右側面に捕獲日をペンキ等で記入、かつ、尾を着色)を、捕獲場所を特定できるように写真撮影(捕獲個体を右向きに)し本事業で捕獲したものであることを確認する。
- ・事業期間中に事業実施区域内で林業に係る作業が重複する場合は、関係者と連絡調整し、作業日の入林は控える。
- ・森林管理署の森林施業計画(作業計画)を把握し、入林の調整を行う。

(3) 地域社会への配慮

- ・事業を実施する前に十分周知を行い、事故等の発生がないよう万全を期す。
- ・事業実施区域の地元で行われる山の神祭り等には協力し、開催日は入林を控える。